

綾瀬市障がい者福祉計画

(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む)

【概要版】

令和6年度 - 令和8年度



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい

綾瀬市

目 次

計画策定の趣旨	3
計画の性格と位置づけ	3
計画の期間	4
計画の推進体制	5
課題の整理	6
基本理念	6
基本目標	7

障がい者福祉計画

計画の横断的視点	9
計画の体系	10
ライフステージに合わせた施策展開	12

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

障がい児者数の推計	14
計画の基本的視点	14
計画の体系	16
令和8年度の目標	17
障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み	20
障害児通所支援、障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み	22
地域生活支援事業の内容及び量の見込み	23
発達障がい者等に関する支援の内容及び量の見込み	26
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る支援の内容及び量の見込み	26
必要量を確保するための方策	27

○「障がい」について

本計画では、『障害の「害」のひらがな表記取扱指針』に基づき、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権をより尊重するとともに、ノーマライゼーション社会の実現に向け、市民の意識醸成にもつながることから、「障害」を「障がい」と可能な限り表記しています。

ただし、法令や法令上の規定、固有名詞等は漢字で表記しています。

■■■ 計画策定の趣旨 ■■■

近年では障がいの重度化と高齢化が進む中、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活できるまちづくりが求められています。

そのような中、平成23年8月には「障害者基本法」の改正により、これまでの3障がいに加え、発達障がい、その他の心身機能による障がいについても認められ、差別を禁止する条項等が加えられました。

平成25年4月には「障害者総合支援法」が施行され、障がい者の範囲に難病が加えられ、障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた場合に障害福祉サービス等の受給が可能となり、サービス決定においても障がいの多様化から標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」が導入され、きめ細やかな認定が可能となりました。

その他にも「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「障害者差別解消法」など障がい者施策に関する数多くの法律が施行されました。

本計画はこうした背景のもとに、障がい者を取り巻く環境の変化に対応するとともに、本市の障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために策定するものです。

また、SDGsの17の目標は、地域共生社会の実現を目指す本計画の取組と関連する目標が含まれていることから、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会と地域共生社会の2つの社会の実現に向け、本計画では、SDGsの趣旨を踏まえて、各取組を推進していきます。

■■■ 計画の性格と位置づけ ■■■

綾瀬市障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により、本市の障がい者ニーズや課題をまとめ、取り組むべき施策の方向性について、福祉を含む幅広い分野（保健・医療、教育、雇用・就業等）の障がい者施策に関する基本的な考え方を定めることにより、総合的な推進を図るものです。

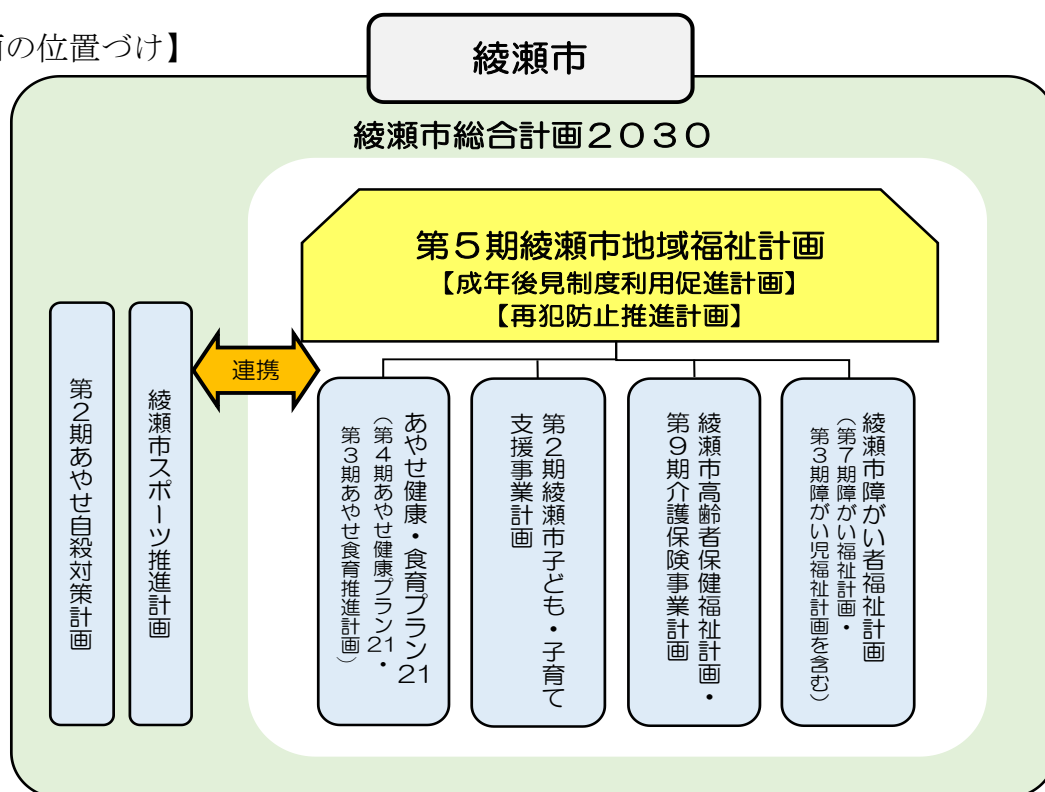
障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定により、地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制を、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定により、障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援を提供するための体制が具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込量等を定めており、実施計画としての性格を有しています。

障がい者福祉計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、令和

6年3月に策定された各福祉関連計画の上位計画となる「綾瀬市地域福祉計画」及び「綾瀬市総合計画2030」など他の関連計画と整合性を持って策定しています。

また、国の「障害者基本計画」及び県の「かながわ障がい者計画」、「神奈川県障がい福祉計画」を基本として策定しています。

【計画の位置づけ】



■■■ 計画の期間 ■■■

障がい者福祉計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、令和6～8年度の3か年計画とし、その後も3年を1期として、定期的に見直しを行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

計画の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者福祉計画	計画期間 (R3～R5)			計画期間 (R6～R8)		
障がい福祉計画						
障がい児福祉計画						

■■■ 計画の推進体制 ■■■

1 市民・当事者・ボランティア・団体・行政の連携

本計画は、保健・医療・福祉をはじめ、教育・まちづくり・防災など広範囲にわたるものであり、総合的に各施策を推進していく必要があるため、行政だけでなく、市民、社会福祉協議会、事業者等との協働・連携により計画の推進を図ります。

2 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、多岐にわたる施策の効果的かつ確実な実現のために、保健・医療・福祉が一体となったサービスの展開を基本とし、教育などの関連各部課や関係機関との連携をさらに強化し、全庁的な取り組みを行います。

また、すべての市職員が一人ひとりの状況に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

3 国・県等との連携

制度の充実や福祉施設の整備など財政的支出を伴うものについて、機会をとらえて国・県に要望するとともに、県のほか、近隣自治体とも連携・協力できる体制づくりを進めます。

4 障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会における計画の検討及び進行管理

「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」において、計画の推進に必要な事項の検討を行うとともに、達成状況を報告し、点検・評価を実施することにより障害福祉サービスの一層の推進を図ります。

5 障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会との連携

相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉に係るシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」との連携を図るとともに、各専門部会の機能を活用することにより計画を推進していきます。

■■■ 課題の整理 ■■■

前期計画で整理した課題への取り組み状況と現状分析、アンケート結果から次の2項目を主な課題として整理しました。

1 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援機能及び地域生活支援拠点の機能を有する障がい児者相談支援センターを中心に関係機関と連携し、障がい者自身の希望や意思を尊重しその実現に向け、障がいの種別に限らず、性別、年齢、生活実態などの個別性に応じた包括的・専門的な相談支援体制が求められています。

また、障がい者及び介助者の高齢化など「親なきあと」を見据えて、住まいの場の確保や緊急時の受入等の地域生活支援拠点の機能の充実の必要性が高まっています。

2 ライフステージに応じた切れ目の無い療育体制の充実

もみの木園（児童発達支援センター）は地域における障がい児支援の中核的な役割を担う支援機関として、保育所等訪問支援の活用等により、障がい児の地域社会へのインクルージョンを推進するとともに、障がい児のライフステージに応じた、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携の強化を図り、切れ目のない相談支援体制の質を高める必要があります。

また、学齢期から青壮年期への移行時の支援に関して、重層的な支援体制の充実が求められています。

■■■ 基本理念 ■■■

各福祉関連計画の上位計画である「綾瀬市地域福祉計画」の基本目標を受け、本計画の基本理念を次のように定めます。

障がい者が自立し、安心して快適に生活できるまちづくり

「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」そして「エンパワーメント」の考え方に基づいて、障がいのある人を含むすべての市民がともに生きる住みよいバリアフリーのまちの実現を目指します。

そのため、障がいのある人の自立や社会復帰に向けた支援体制の整備を推進します。

また、障がいのある人が単なるサービスの受け手ではなく、自らが主体となり、住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

■■■ 基本目標 ■■■

『障がい者が自立し、安心して快適に生活できるまちづくり』という基本理念を実現していくため、次の6つの基本目標のもとに綾瀬市の障がい福祉施策の充実を図ります。

基本目標1 安心して暮らせる保健・医療の充実

健康であることは、社会的に自立して生活するためには重要なことであり、障がいの程度やライフステージに応じて、適切な保健・医療サービスを受けられることが大切です。

住みなれた地域で障がいや疾病がありながらも安心した生活を送れるよう、障がいの早期発見、早期療育体制の充実とともに、保健・医療・福祉サービス等の連携に基づいた、継続的な相談・支援体制の充実に取り組みます。

基本目標2 ゆとりのある生活を支える福祉サービスの充実

障がいの重度化、当事者や介助者の高齢化、社会参加の促進等により、必要とされるサービスも多様化しています。また、利用者が必要なときに必要なサービスを使うことができるよう、提供体制を充実する必要があります。

また、障がいのある人が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、情報提供体制や相談体制の充実に努めるとともに「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」をはじめ、当事者団体や関係団体、ボランティア団体等と連携し、一人ひとりの障がいの種類や程度、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実を進めます。

基本目標3 個性と可能性を伸ばす教育の充実

子どもの成長において、教育は重要な役割を果たしています。特に障がいのある子どもや家族に対し、障がいの種類や程度に応じた柔軟な療育・教育を乳幼児期から継続的に支援していくことが重要です。

そのため、一人ひとりの障がいの状況に応じた療育・教育の充実に努めるとともに、保護者への支援体制、就学から卒業後の地域生活に至る相談支援など、ライフステージに応じた一貫した支援体制の確立を目指します。

また、障がいのある人もない人も、地域の中で支えあうことのできる社会づくりに向け、幼少時から交流機会を積極的に設け、ノーマライゼーションの理念の浸透を目指します。

基本目標 4 働く喜びに満ちた就労機会の拡大

障がいのある人が障がいのない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、事業主やそこで働く人と地域の人々の理解と支援が重要です。

働く意欲のある人が可能な限り一般就労に就くことができるよう、多様な就労支援を展開するとともに、一般就労に就くことが困難な人に対しては、福祉的就労の場の確保を進めます。

基本目標 5 共に参加し交流する地域づくり

障がい者が自立した生活を送り、自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるようにするためには、自ら生涯学習やスポーツ活動などの社会活動に参加することが大切です。

そのため、一人ひとりの意欲と適性に応じた社会活動への参加の機会の拡大を図るとともに、ボランティア活動などを促進し、障がいのある人もない人もともに生きがいを持って暮らせる地域づくりを目指します。

基本目標 6 人にやさしい安全で快適なまちづくり

公共施設や道路環境のバリアフリー化は進みつつあるものの、依然として障がいのある人等に対する配慮や理解は十分とはいえません。

障がいのある人にとって住みよいまちをつくっていくことは、すべての人にとって住みよいまちをつくっていくことに他ならないという基本認識のもと、建築物や道路等における物理的な障壁（バリア）の除去を推進するとともに移動支援に関する事業の充実により、障がいのある人の外出の機会を確保することが重要です。

また、災害時等の安全を確保するために、災害時要配慮者に対する防災・災害対策の充実を進めます。

障がい者福祉計画

■■■ 計画の横断的視点 ■■■

基本理念や基本目標を実現するため、各基本目標に共通する横断的視点から取り組みを進めます。

1 社会全体におけるバリアフリー化の推進

障がいのある人もない人もともに人間としての尊厳や権利が尊重され、自立や社会参加を実現していくため、物理的、精神的なバリアフリーを推進し、すべての市民が生活しやすいまちづくりを目指します。

2 障がいの特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進

障がいのある人が自己選択と自己決定に基づいて、「自ら望む暮らし方」を選べる社会の実現を目指し、利用者の視点に立った支援を提供するため、相談、利用支援などの体制を充実します。

3 障がいのある人の自己実現を生涯にわたってサポートする体制の強化

生涯を通じて、住みなれた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、家族への支援を含め、乳幼児期から高齢期まで一貫した、保健・医療・福祉・教育など総合的な施策の展開を図ります。

■■■ 計画の体系 ■■■

基本目標1 安心して暮らせる保健・医療の充実

障がいの早期発見・早期療育体制の整備

- ①健康診査の充実 ②訪問事業の充実 ③療育体制の充実

保健・医療体制の充実

- ①健康診査・訪問指導の充実 ②健康相談・健康教育の充実 ③医療の支援

精神保健福祉対策の充実

- ①精神保健福祉事業の充実 ②社会参加・社会復帰施策の推進 ③包括的な支援の推進

基本目標2 ゆとりのある生活を支える福祉サービスの充実

在宅生活支援サービスの充実

- ①在宅福祉サービスの充実 ②障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

住まいの場の確保と通所施設の充実

- ①住まいの場の充実 ②通所施設の充実

福祉手当

- ①経済的支援の周知

障がい児支援

- ①障がい児支援の充実

相談支援及び権利擁護体制の充実と差別の解消

- ①相談体制の充実 ②権利擁護体制の充実 ③差別の解消 ④選挙への参加の確保

基本目標3 個性と可能性を伸ばす教育の充実

就学前児童の援助の充実

- ①障がい児保育の推進 ②就学相談・指導等の充実

特別支援教育等の充実

- ①特別支援教育等の推進 ②教職員研修の充実 ③交流教育の推進
④ふれあい交流の推進

基本目標4 働く喜びに満ちた就労機会の拡大

一般就労の促進

- ①障がい者雇用の促進
②障がい特性に応じた就労支援と多様な就業機会の確保と定着支援の促進

福祉的就労への支援促進

- ①福祉的就労への支援

基本目標5 共に参加し交流する地域づくり

スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

- ①スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

社会活動参加の促進

- ①交流活動の促進 ②心のバリアフリーの推進 ③当事者団体活動への支援

情報バリアフリー化の推進

- ①情報提供の充実 ②意思疎通支援の充実

基本目標6 人にやさしい安全で快適なまちづくり

バリアフリーの推進

- ①バリアフリーのまちづくりの推進

移動支援の充実

- ①移動手段確保への支援

防災・災害対策の充実

- ①要配慮者対策の推進 ②自主防災活動などの推進

ライフステージに合わせた施策展開

障がいのある方が、安心して自立した生活を送るためには、他分野にまたがる施策を複合的に、ライフステージに対応して切れ目なく支援していくことが重要となります。

また、相談支援等により現状だけではなく将来を見据えた支援計画を立てることは、障がいのある方や、支援する家族の方等の不安を和らげることにもつながります。

ここでは、ライフステージ毎に必要な施策等を掲載します。

ライフ ステージ	乳 幼 児 期	学 齢 期
	主に0歳～6歳	主に7歳～17歳
状況	生活習慣や人格の基盤など生涯にわたる基礎的な発達を形成する時期。	学校などにおける集団生活などを通じて知識や技術を身に付け、将来の社会的自立に向けて人格を形成していく、学びと成長の時期。
必要な 支援	育児に対して思い悩んでしまう保護者も少なくないため、障がいのある子どもだけではなく、保護者への支援も重要となります。障がいの早期発見・早期支援により、その子どもに合わせた一貫した支援を行っていくことで、将来の可能性を伸ばすことができます。また、次のライフステージである学齢期に向けて、就学相談等の支援も必要になります。	障がいのある子どもや保護者のニーズに合わせた教育が受けられるような支援や、地域での活動や社会参加をしていけるような支援が重要になります。また、子どもの障がいや進路について不安を抱えている保護者もいるため、保護者が相談しやすい体制を整えるとともに、次のライフステージである青壮年期に向けて、就労支援など卒業後の希望につなげるための支援も重要になります。
具体的な 施策例	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅障害児機能訓練事業 ○障がい児相談 ○育成医療 ○軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業 ○就学指導委員会 ○障害児相談支援 ○妊婦健康診査・新生児聴覚検査・乳幼児健康診査 ○出産子育て応援事業 ○保育所等訪問支援事業 ○児童発達支援事業 ○フォロー教室（なかよしサークル） ○障がい児保育 ○私立幼稚園特別支援教育費補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児期から継続の事業 ○在宅障害児機能訓練事業 ○障がい児相談 ○育成医療 ○軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業 ○就学指導委員会 ○障害児相談支援 ~~~~~ ○放課後等デイサービス ○特別支援教育就学奨励事業 ○教育支援教室 ○教育相談事業 ○学習支援者派遣事業 ○ふれあいのびのび作品展 ○あやせっ子ふれあいプラザ事業



ライフ ステージ	青 壮 年 期		高 齢 期	
	主に18歳～64歳		65歳以上	
状況	社会的・経済的な自立を目指すとともに、多くの人や社会と関わりながら自己実現に向けて人生を歩んでいく時期。		障がいの有無に関わらず心や体に変化が現れる時期。	
必要な 支援	不慮の事故や病気によって、中途障がい者となる方や、発達障がいなどで、社会に出てから仕事や集団での行動に適応が困難になる人もいます。障がいのある人が自立した地域生活を送るために就労や生活など障がい特性に応じた支援が必要です。介助者も高齢になっていくことから、「親なきあと」の生活についても考え、いざという時にスムーズに支援が受けられる体制を整えておくことも必要です。		障がいのある方だけではなく介助者である家族も高齢なため、家族の負担軽減を図るために相談支援などの体制が重要になります。また、介助者も高齢になっていくことから、「親なきあと」、「介助を担う家族なきあと」の生活についても考え、いざというときにスムーズに支援が受けられる体制を整えておくことも必要です。さらに、65歳以上は障がいの有無に関わらず介護保険法に基づくサービスの対象者となりますが、障がいの特性や今までの生活を考慮した支援が必要です。	
具体的な 施策例	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査事業・特定保健指導事業 ○健康教育・健康相談事業 ○健康づくり事業 ○更生医療 ○緊急通報システム事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○日常生活自立支援事業への支援 ○成年後見制度専門相談事業 ○計画相談支援 ○訪問指導 ○施設通所交通費助成事業 ○親なきあと講演会の開催 ○障害者就労支援事業 ○福祉スポーツ助成金交付事業 ○障害福祉サービス（居宅介護、グループホーム、就労支援等） 		<ul style="list-style-type: none"> ●青壮年期から継続の事業 ○特定健康診査事業・特定保健指導事業 ○健康教育・健康相談事業 ○健康づくり事業 ○更生医療 ○緊急通報システム事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○日常生活自立支援事業への支援 ○成年後見制度専門相談事業 ○計画相談支援 ~~~~~ ○ひとり暮らし高齢者等のごみ個別収集事業 ○障害福祉サービス（居宅介護、グループホーム等） ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 	

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

障がい児者数の推計

人口と各障害者手帳所持者の推計

(単位：人、%)

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	83,100	82,751	82,402	82,053
身体障害者手帳所持者数	2,438 (54)	2,427 (51)	2,415 (51)	2,404 (51)
割合(%)	2.93%	2.93%	2.93%	2.93%
療育手帳所持者数	740 (224)	759 (238)	777 (244)	796 (250)
割合(%)	0.89%	0.92%	0.84%	0.97%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	805 (30)	844 (22)	883 (23)	922 (24)
割合(%)	0.97%	1.02%	1.07%	1.12%
合計	3,983(308)	4,029(312)	4,075(318)	4,121(325)
割合(%)	4.79%	4.87%	4.95%	5.02%

※各年4月1日現在 ※総人口は令和2年国勢調査確定値に基づく推計人口を基に推計

※()内は18歳未満の者の内数 ※令和6年～令和8年は、令和5年の障がい児者数に、令和元年～令和5年の増減人数の平均を毎年加えて算出した推計値 ※18歳未満の者は、令和5年の人数を基に、取得者の実績を考慮した推計値

計画の基本的視点

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、次の7つの基本的視点に基づいて、具体的な障害福祉サービスの効果的な実施を図ります。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスに関し、身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病などの障がい種別ごとに分かれていた制度の一元化による、障害福祉サービスの利用を促進します。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者が安心して地域で生活できるよう、「生活」や「就労」といっ

た課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における関係団体等（民間事業者、NPO等）による支援の提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を推進します。

また、地域で安心して希望する暮らしを継続できるよう、障がいの重度化・高齢化や「親なきあと」をはじめ、介助をしている家族等が介助できなくなった場合などを見据えながら地域生活支援拠点の機能の充実を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目の無い支援が受けられるように相談支援体制の強化を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

障がい児者、高齢者、子育て世代、ひとり親家庭、医療的ケア児、難病の患者など生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育等が一体となり、また地域住民による支え合いと連動した包括的支援体制の構築に向けた取り組みを継続して行います。

また、障がい児者相談支援センターにて総合的・専門的な相談支援を引き続き行い、就労支援や居住支援にもつなげられる体制を維持していきます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族への障害児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するとともに、医療的ケア児が他分野にまたがる支援を円滑に受けられる体制の強化を行います。

6 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の方の重度化・高齢化が進む中においても安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の魅力の積極的な周知等に取り組み、障がい福祉人材の確保を図ります。

7 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい児者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保に努め、障がい児者が個性や能力を発揮し社会参加しやすい環境の整備を推進します。

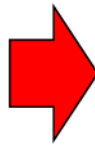
■■■ 計画の体系 ■■■

次のとおり令和8年度の目標を掲げ、障害福祉サービス等必要なサービス量を見込み3年間取り組みます。

**第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画**
(令和3年度～令和5年度)

**第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画**
(令和6年度～令和8年度)

令和5年度の目標
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2 地域生活支援拠点等の整備 3 福祉施設から一般就労への移行等 4 障がい児支援の提供体制の整備等 5 相談支援体制の充実・強化等 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築
障害福祉サービス等のサービス量の見込み
訪問系サービス ○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護 ○ 同行援護 ○ 行動援護 ○ 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス ○ 生活介護 ○ 自立訓練(機能訓練) ○ 自立訓練(生活訓練) ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援A型 ○ 就労継続支援B型 ○ 就労定着支援 ○ 療養介護 ○ 短期入所(福祉型・医療型)
居住系サービス ○ 自立生活援助 ○ 共同生活援助(グループホーム) ○ 施設入所支援
相談支援 ○ 計画相談支援 ○ 地域移行支援 ○ 地域定着支援
障害児通所支援等のサービス量の見込み
障害児通所支援 ○ 児童発達支援 ○ 医療型児童発達支援 ○ 放課後等デイサービス ○ 保育所等訪問支援 ○ 居宅訪問型児童発達支援
障害児相談支援
地域生活支援事業のサービス量の見込み
相談支援事業 意思疎通支援事業(手話通訳者等の派遣) 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 重度障害者移動支援事業 住宅改良費助成事業 地域活動支援センター その他事業
発達障がい者等に対する支援
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム 一般相談支援事業(発達障がい)
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
保健、医療及び福祉関係者による協議の場 精神障がい者のサービス量 ○ 地域移行支援 ○ 地域定着支援 ○ 共同生活援助 ○ 自立生活援助



令和8年度の目標
1 福祉施設から地域生活への移行促進 2 地域生活支援の充実 3 福祉施設から一般就労への移行等 4 障がい児支援の提供体制の整備等 5 相談支援体制の充実・強化等 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築
障害福祉サービス等のサービス量の見込み
訪問系サービス ○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護 ○ 同行援護 ○ 行動援護 ○ 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス ○ 生活介護 ○ 自立訓練(機能訓練) ○ 自立訓練(生活訓練) ○ 就労選択支援 ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援A型 ○ 就労継続支援B型 ○ 就労定着支援 ○ 療養介護 ○ 短期入所(福祉型・医療型)
居住系サービス ○ 自立生活援助 ○ 共同生活援助(グループホーム) ○ 施設入所支援
相談支援 ○ 計画相談支援 ○ 地域移行支援 ○ 地域定着支援
障害児通所支援等のサービス量の見込み
障害児通所支援 ○ 児童発達支援 ○ 医療型児童発達支援 ○ 放課後等デイサービス ○ 保育所等訪問支援 ○ 居宅訪問型児童発達支援
障害児相談支援
地域生活支援事業のサービス量の見込み
相談支援事業 意思疎通支援事業(手話通訳者等の派遣) 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 重度障害者移動支援事業 住宅改良費助成事業 地域活動支援センター その他事業
発達障がい者等に対する支援
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム 一般相談支援事業(発達障がい)
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
保健、医療及び福祉関係者による協議の場 精神障がい者のサービス量 ○ 地域移行支援 ○ 地域定着支援 ○ 共同生活援助 ○ 自立生活援助 ○ 自立訓練(生活訓練)

■■■ 令和8年度の目標 ■■■

目標1 福祉施設から地域生活への移行促進

入所者の地域生活移行には、中長期的な視点からサービス内容の周知、利用方法、提供体制など様々な課題解決を図るとともに、本人やその家族の意向を尊重して取り組む必要があります。

多様な地域生活の場を選択できるよう、グループホームの充実や日中活動の場の確保を進めるとともに、地域生活への移行の不安を解消するような体験的な利用の促進等に努めていきます。

また、地域での生活を安心して継続していけるよう、地域定着支援や障がい児者相談支援センターでの一般相談支援事業等の相談体制の確保を継続していきます。

目標2 地域生活支援の充実

基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターを中心に施設・事業所と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能を充実させていくとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据えた講演会・相談会等の事業を引き続き実施し、安心して地域生活が送れるように支援していきます。併せて、障がい特性により支援が困難な場合や緊急的な支援が必要な場合は、引き続き県が実施する「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」等を活用し、広域な連携を図っていきます。

また、強度行動障害を有する者に関して、状況や支援ニーズを把握し、関係機関と連携し、支援体制の整備を進めていきます。

さらに、地域生活支援拠点のさらなる機能の充実のため、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」にて、年1回の運用状況の検証を引き続き行っていきます。

目標3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設での各種訓練を経て、企業等へ一般就労することは重要な課題です。能力開発や訓練を行う機関、ハローワーク等関係機関と連携し雇用の場を開拓し、就労の場を確保するとともに、就労に関する情報の提供・相談支援体制の充実を図り、引き続き障がい者の一般就労への支援を行います。併せて、企業に障がいに対する理解等の啓発を行い、企業、障がい者双方が安心できる就労環境の整備を進めます。

また、就労定着支援事業所と相談支援事業所の連携を強化することで、就労後の生活面の課題も含めた就労定着に向けての支援が行える体制の充実を図ります。

目標4 障がい児支援の提供体制の整備等

もみの木園（児童発達支援センター）を中心に、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業を引き続き実施し、さらに保育所等訪問支援事業等を活用し、インクルージョンを推進します。また、ライフステージに沿って切れ目の無い重層的な支援を提供するため、市内事業所との支援ネットワークの強化、幼稚園や保育所等、小学校に対して集団生活への対応や発達の遅れなどがある児童を早期に適切な療育につなげるための専門的な支援や助言等の地域支援を行います。併せて、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等による障がい児及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

また、重症心身障がい児に対する児童発達支援事業はもみの木園で継続して行い、放課後等デイサービス事業については引き続き医療的ケア児の受け入れを行う事業所を支援するとともに、事業所に周知を行うことで受け入れ先の確保をしていきます。

さらに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として設置している、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」のこども支援連絡会において、もみの木園（児童発達支援センター）に配置している医療的ケア児に関するコーディネーターや専門機関と連携しながら、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援が提供できる体制の強化を行います。

＜目標5 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターで実施している総合的・専門的な相談支援では、関係専門機関と連携し、障がいの種類に応じて専門性のある職員を相談員として配置するとともに、関係機関やもみの木園（児童発達支援センター）等とも連携することで、適切な支援につなげられる体制を継続していきます。

また、市内の相談支援事業所との定期連絡会の開催、事業所の指導や人材育成のための研修会を引き続き実施していきます。併せて、発達障がいや精神的な課題を持つ知的障がいの方への対応や、「親なきあと」を見据えた権利擁護に関する課題にも対応するために司法専門職との連携等に係る研修等も実施し、相談支援体制の強化に向け取り組んでいきます。

さらに、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害者総合支援法等の内容の理解等を進め、障害福祉サービス等の質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修ほか、専門的な知識習得のための各種研修会に障がい福祉

課在籍職員の8割程度にあたる10人が参加することを目標とし、今後も継続して積極的に参加していきます。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を引き続き実施し、事業所等とも連携をしながら、適正な運営を行っている事業所の確保を継続して行っていきます。

■■■ 障害福祉サービス・相談支援の種類ごと

の必要量の見込み ■■■

1 訪問系サービス

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
居宅介護	見込量(時間/月)	1,293	1,428	1,578	1,743
	実利用者数(人/月)	65	70	75	80
重度訪問介護	見込量(時間/月)	790	990	1,190	1,390
	実利用者数(人/月)	4	5	6	7
同行援護	見込量(時間/月)	124	124	124	124
	実利用者数(人/月)	14	16	19	21
行動援護	見込量(時間/月)	24	24	24	24
	実利用者数(人/月)	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	見込量(時間/月)	24	24	24	24
	実利用者数(人/月)	1	1	1	1

※表内の「R5」は、計画策定時点での令和5年度実績見込みです。また、「R6～R8」は現在の状況や過去の伸び率等を基に算定した見込みの数値です。

2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
生活介護	見込量(人日/月)	3,846	3,946	4,049	4,154
	実利用者数(人/月)	199	207	215	223
自立訓練(機能訓練)	見込量(人日/月)	46	46	46	46
	実利用者数(人/月)	2	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	見込量(人日/月)	94	103	112	123
	実利用者数(人/月)	14	17	21	27
就労選択支援	見込量(人日/月)	-	-	2	2
	実利用者数(人/月)	-	-	2	2
就労移行支援	見込量(人日/月)	422	422	422	422
	実利用者数(人/月)	25	25	25	25
就労継続支援A型	見込量(人日/月)	211	211	211	211
	実利用者数(人/月)	16	17	18	19
就労継続支援B型	見込量(人日/月)	2,036	2,250	2,486	2,747
	実利用者数(人/月)	167	201	241	290

就労定着支援	実利用者数(人/月)	28	32	37	42
療養介護	実利用者数(人/月)	9	9	9	9
短期入所	見込量(日/月)	431	507	595	700
	実利用者数(人/月)	57	70	85	103
短期入所(福祉型)	見込量(人日/月)	403	479	567	672
	実利用者数(人/月)	44	63	78	96
短期入所(医療型)	見込量(人日/月)	28	28	28	28
	実利用者数(人/月)	7	7	7	7

3 居住系サービス

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
自立生活援助	実利用者数(人/月)	2	2	2	2
共同生活援助	実利用者数(人/月)	78	85	93	101
施設入所支援	実利用者数(人/月)	83	80	78	76

4 相談支援

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
計画相談支援	実利用者数(人/月)	32	33	34	36
地域移行支援	実利用者数(人/月)	2	2	2	2
地域定着支援	実利用者数(人/月)	2	2	2	2

■■■ 障害児通所支援、障害児相談支援の種類ごとの
必要量の見込み ■■■

1 障害児通所支援

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
児童発達支援	見込量(人日/月)	686	799	929	1081
	実利用者数(人/月)	110	124	141	159
医療型児童発達支援	見込量(人日/月)	5	5	5	5
	実利用者数(人/月)	1	1	1	1
放課後等デイサービス	見込量(人日/月)	2,367	2,813	3,342	3,971
	実利用者数(人/月)	176	210	251	300
保育所等訪問支援	見込量(人日/月)	8	10	12	14
	実利用者数(人/月)	4	5	6	7
居宅訪問型児童発達支援	見込量(人日/月)	2	2	2	2
	実利用者数(人/月)	1	1	1	1

2 障害児相談支援

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
障害児相談支援	実利用者数(人/月)	18	18	19	19

■■■ 地域生活支援事業の内容及び量の見込み ■■■

1 相談支援事業

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
障害者相談支援事業	箇所数(か所/年)	6	6	6	6
障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会	箇所数(か所/年)	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	市長申立て(人/年)	3	4	5	6
	報酬助成(人/年)	8	11	15	20

2 意思疎通支援事業(手話通訳者等の派遣)

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を行います。

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
手話通訳者派遣事業	実利用者数(人/年)	20	22	24	26
	延利用件数(件/年)	149	158	168	178
要約筆記者派遣事業	実利用者数(人/年)	3	3	3	3
	延利用件数(件/年)	32	38	45	53
手話通訳者設置事業	実利用者数(人/年)	20	22	24	26
	延利用件数(件/年)	1,338	1,646	1,954	2,262

3 日常生活用具給付等事業

在宅の重度の障がい児者及び難病等の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
介護・訓練支援用具	給付件数(件/年)	6	7	9	11
自立生活支援用具	給付件数(件/年)	13	13	13	13
在宅療養等支援用具	給付件数(件/年)	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	給付件数(件/年)	11	11	11	11
排泄管理支援用具	給付件数(件/年)	366	388	411	436
居住生活動作補助用具	給付件数(件/年)	3	3	3	3

4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児者に対して、外出のための支援を行うことによって、地域における自立と社会参加を促します。

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
移動支援事業	箇所数(か所/年)	25	26	27	28
	実利用者数(人/年)	30	30	30	30
	延利用時間数 (時間/年)	2,058	2,146	2,238	2,334

5 重度障害者移動支援事業

歩行困難な身体障がい児者で車いすを使用している人を対象に、リフト付き車両等を運行し、障がい児者の社会参加の促進を図ることを目的に実施します。

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
重度障害者移動支援事業	延利用者数(人/年)	230	240	251	261

6 住宅改良費助成事業

在宅の重度心身障がい児者に対して、居住する自宅家屋の玄関等、住宅設備の改善に要する費用を助成し、日常生活の利便を図ります。

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
住宅改良費助成事業	給付件数(件/年)	4	4	4	4

7 地域活動支援センター

精神障がいのある人の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
地域活動支援センター	箇所数(か所/年)	2	2	2	2
	実利用者数(人/年)	162	173	185	198

8 その他事業

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
訪問入浴サービス事業	登録者数(人/年)	3	3	3	3
日中一時支援事業	実利用者数(人/月)	58	61	65	70
社会参加促進事業(点 字・声の広報事業)	実利用者数 (団体/月)	2	2	2	2
社会参加促進事業(手 話通訳者養成等研修事 業)	実利用者数(人/月)	20	20	20	20

■■■ 発達障がい者等に関する支援の内容及び量の見込み ■■■

1 発達障がい者等に対する支援

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
ペアレントトレーニング	受講者数(人/年)	8	10	12	14
一般相談支援事業 (発達障がい)	延利用者数(人/年)	80	95	110	125

■■■ 第6節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム
の構築に係る支援の内容及び量の見込み ■■■

1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
保健・医療・福祉関係者 による協議の場	開催回数(回/年)	5	5	5	5
	関係者ごとの参加者数 (人/回)	8	8	8	8
	目標設定及び評価 の実施回数 (回/年)	2	2	2	2
地域移行支援	実利用者数(人/月)	2	2	2	2
地域定着支援	実利用者数(人/月)	2	2	2	2
共同生活援助	実利用者数(人/月)	32	36	40	45
自立生活援助	実利用者数(人/月)	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人/月)	-	1	1	1

■■■ 必要量を確保するための方策 ■■■

1 サービス基盤（質的確保・量的拡充）の充実

今後もサービス基盤の量的拡充を図るため、県と連携しサービスを実施する意向がある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行うことで事業者の参入を促進します。

また、障がい児者相談支援センターで市内事業者の職員に対する専門的な研修を行うことで、障がいの重度化や高齢化に対応できる人材を養成し確保するとともに、サービスの質の向上を図っていきます。

2 相談支援の充実とライフステージに応じた切れ目の無いサービスの提供体制の強化

障がい者の方が「自ら望む暮らし」を実現するためには、障害福祉サービスの提供体制だけではなく、それらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制が不可欠です。そのため、相談支援の中核機関として位置づける障がい児者相談支援センターで市内の相談支援事業所との連絡会、研修会を行うことで情報共有や相談体制の強化を図り、適切なサービス利用につなげられるようにしていきます。

また、児童発達支援センターもみの木園で市内の事業所向け連絡会を行うとともに、医療や教育等の分野との連携強化を図ることで、ライフステージに応じ適切な障害福祉サービス等を円滑に提供できる体制の強化を行います。

3 近隣市町村等との広域的な連携

多様化するニーズに対応し、障害福祉サービス等が選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制が必要です。

今後も市民生活のニーズに応えていける環境づくりを進められるよう、近隣市町村や県の関係機関との連携を継続して実施していきます。

発行年月	令和6年3月
編集・発行	綾瀬市 福祉部 障がい福祉課
住所	〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550番地
電話	0467-70-5623 (直通)